

2022年2月24日

## 意見陳述書

原告 宇都宮 理（松山市在住）

私は1985年に愛媛県に土木技師として採用され、35年勤務した後、2020年に58歳で退職しました。また、27歳から県職員の労働組合の役員となり、現在まで33年間役員を歴任しています。そのような経験から、土木技師としてまた労働者の立場から、原子力発電が住民だけでなく関係する全ての労働者の生活や生命を脅かす存在であることを訴えたいと思います。

これまでも多くの原告が訴えたとおり、南海トラフ沿いのプレート境界は年間数センチ沈み込み、中央構造線は今も僅かながら横ずれを起こしています。いつ巨大地震が起きても不思議ではありません。佐田岬半島の細長く急峻な地形は、プレートと中央構造線が生み出した特異な地形であり、全域が脆くて崩れやすい地質となっています。

私は土木技師として、法面工事や基礎工事、それらに先立つボーリング調査に多く関わりました。その経験から、ボーリング調査ではピンポイントでしか地質がわからず、調査を行っていない箇所は「実際に掘ってみないとわからない」という経験を多くしました。

伊方原発のような重要施設に求められる安全性は、土木施設を遙かに上回るものであり、周辺の地質や断層を正しく把握するために、費用をいとわず確かな調査が必要であると思います。原告は三次元地下探査の必要性を訴えており、是非とも地下の真実の姿を明らかにして欲しいと思います。

伊方町のHPで防災マップを確認すると、伊方原発敷地内の一部は「土石流警戒区域」に指定されており、伊方原発に通じる国道、県道、町道は「急傾斜地警戒区域」や「地すべり警戒区域」を通過しています。そして、細長い佐田岬半島のほぼ全域に「土砂災害危険箇所」が広がっており、半島面積の1/3以上を占めています。

伊方原発は背後の斜面の法面工事を進め、コンクリート擁壁と法枠で隙間な

く固めていますが、周辺の斜面や道路は大災害に耐えられないでしょう。2014年7月の意見陳述において伊方町の長生博行さんは、「私は地元の建設会社で働きながら町道県道工事に携わっていたので、その体験からみて地震が起きれば落石・倒木・崩落などで避難道としては使えないと考えています」と述べておられます。私は、実際に掘ってみた方の感触が一番信頼できるものと確信しております。

県や伊方町には、道路管理者として、災害時に「道路啓開」という重要な任務があります。緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫などの処理を行い、救援ルートを開けることをいいます。2016年の原子力防災訓練では、名取トンネル旧道敷で、知事が見守る中、道路啓開の訓練が行われました。放置車両移動訓練はスムーズに進行し無事に終了しましたが、訓練参加者はマスクも防護服も着用していませんでした。実際に原発事故が発生し、放射性物質が空から降ってくる中での道路啓開は、危険極まりない作業となります。それでも職員は自らその任務に当たり、また、施工業者に要請しなければなりません。巨大地震が発生すれば、佐田岬半島全域で道路啓開が必要な箇所が発生することになり、短時間で対応することは不可能となります。直ちに避難路を確保することが出来ない以上、伊方原発を稼働することは到底許されないと考えます。

私は組合活動を通じてヒロシマ・ナガサキの原子爆弾による被害の実態を知り、また、原発について勉強するにつけて、「核と人類は共存できない」という真実を少しずつ理解していきました。そして、1990年9月に起こった東海村JCO臨界事故で、2人の労働者が死亡した事件により、被ばくの恐ろしさを思い知らされたのです。「高線量被曝による染色体破壊により核型が完全に破壊され、それにより新たな細胞が生成できない状態となる。白血球が生成されなくなり抵抗力を奪われ、皮膚が形成されず体液が滲み出て止まらなくなり、敗血症から多臓器不全により死亡」という、過酷な事故でした。急性放射線症状が進行していく姿の写真は衝撃的なものであり、私の脳裏から離れることなく記憶されることとなりました。

2006年7月、松山市のアイテムえひめで開催された、愛媛県主催の「プルサーマル公開討論会」に参加した時のことも忘れられません。当時の加戸知事も列席した会場には、1400人が集まり、親子連れの方も多く参加されていました。その中には四国電力のご家族の方もいらっしゃったのではないのでしょうか。そして17人から質問が出されましたが、プルサーマル発電に対して反対の立場からの発言が圧倒的に多く、推進を求める声は僅かでありました。

パネリストからもプルサーマル発電の危険性を訴える回答がされ、その様子を不安げに見守る親子の姿がみられました。ひとたび原発事故が発生すれば、四国電力社員の皆さんをはじめ、原発関連労働者は最前線で危険な業務に従事しなければなりません。そのことに一番不安を抱えているのは、当然ながらご本人とご家族だと感じたのです。

討論会を終えて、「プルサーマル発電はとても無理だ、止まるだろう」と思いました。それなのに、僅か3ヵ月後には愛媛県・伊方町が「事前了解」したことに驚きました。多くの県民が不安を表明した、あの討論会は一体何だったのか？と。

そして5年が過ぎ、プルサーマルの議論も忘れかけていた頃、あの日を迎えることとなります。

2011年3月11日の午後、私たち組合役員は、新任の中村時広知事と面談を行っていました。職員の処遇改善を訴え、最後に県庁施設の耐震化について要求していたちょうどその頃、宮城沖で巨大地震が発生していたのです。あの日、私は全てが変わってしまったと感じました。安全神話は崩壊したのです。伊方原発のある愛媛県が、いかに危険な場所であるかを理解したのです。

福島原発の事故では、自衛隊員や警察官、消防署員の行動は数多く報道されましたが、自治体職員の行動は報じられることは殆どありません。福島の現地では、事故直後から多くの自治体職員が被ばくしながら業務に当たっていました。線量が高まり避難指示が出された際、避難所に取り残された身寄りの無い老人を連れ出したのは、市町村の職員でした。病院や介護施設の職員は、官民間問わず、入所者と共に被ばくをしながらの避難行動となりました。

私たちはこのような福島の事態を知り、住民の命と労働者の命を守るために

何が出来るのか、考えました。労働安全衛生法第 25 条には、「事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない」と規定されています。2011 年 7 月、私たちはこの条文を根拠に、原発事故発生時に職務が命ぜられる「原子力災害対策業務」について県当局に申し入れを行い、職員の労働安全衛生の課題として、伊方原発を直ちに停止するよう求めたのです。

これに対し県当局は、「災害応急対策に当たる職員の安全衛生を最優先に考えており、直ちに伊方原発の停止、順次の廃炉を四国電力に要請する考えはない」と回答しました。組合は、「福島の実態から、職員の労働安全衛生が守られることは到底ありえない。職員の安全衛生を第一に考えれば、伊方原発は廃炉にするしかない」、そして「被ばくすることがわかっているにもかかわらず、私たちは住民を見捨てて逃げることはできない。だからこそ原発は廃炉にするしかない」と反論しました。

この要求は現在でも続けていますが、残念ながら県当局からは毎回同様の回答が返ってきます。

事故から 5 年後の 2016 年、「住民も労働者も被ばくしてはいけない」との思いから、伊方原発の再稼働阻止と全原発廃炉を求める集会を、組合主催で開催しました。愛媛では、原発建設計画当初から、地元伊方・八幡浜を中心として長く厳しい反対闘争が継続されてきましたが、私たちの組合は、建設当時に反対の声を上げることさえ出来ませんでした。福島原発の事故を知ってしまった今、沈黙することはもう許されません。2018 年にも同様の集会を主催しました。

これらの集会を通じて訴えたかったのは、地域住民の皆さんや県民の皆さんと、原発関連労働者を含む全ての労働者は、原発という圧倒的な脅威の前では運命共同体であり、共に力を合わせて廃炉を求めていく事が出来るということです。福島原発事故の後に、東電の社員や家族の皆さんまでもが激しいバッシングにあいました。国策として原発を推進した政治家は誰一人責任を取っていないというのに、です。伊方原発で事故が起これば、四電の社員や家族の皆さんも同様の運命となるでしょう。

昨年放送された、「E T V 特集 原発事故“最悪のシナリオ”～そのとき誰が命

を懸けるのか」を観て、改めて原発の不条理を認識しました。福島原発事故では、当時の菅総理が東電に向かい「撤退は認められない」旨の発言をしていたことは知っていました。番組の中でNHKのインタビュアーが菅元総理に「憲法第十八条には、『何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない、その意に反する苦役に服させられない』とあるが、これに抵触する可能性もあるのでは？」と問う場面が出てきます。また、アメリカ軍やアメリカ政府が、日本政府、自衛隊に対して「英雄的行為」を求めていたことも明かされています。「誰かが命を懸けてでも原発事故を止める」というのです。このような事態は、原発労働者や自衛隊員に対してであっても、憲法に反することは明白ではないでしょうか。

一方で、東電社員が全て福島第一原発から撤退していたら、東日本は潰滅していたかも知れません。チェルノブイリでは、事故処理にあたり「英雄」と讃えられた、多くの無名の兵士や労働者の犠牲のおかげで、数百万人の命が救われたと言われています。このような究極の矛盾を突きつける原発という存在は、やはりなくすしかないのです。

県職員は、この年末年始に「鳥インフルエンザ防疫業務」に従事しました。私はすでに退職していますので招集されることはなく、参加した仲間の声を集め、人事当局に改善を要求することに徹しました。業務に従事した仲間達は、事前の訓練や研修と、現実の殺処分の現場は全く別物であることを痛感させられることとなります。

当初、鶏 13 万羽を「目安として 24 時間以内に殺処分」とする国の指針に基づいて、待たなしの業務が開始され、最終 364,884 羽を殺処分、運搬、焼却しました。併せて卵 110 トン余の焼却、数百トンに及ぶ鶏糞・堆肥・飼料の封じ込めも行われました。年末の極寒の深夜からの初動開始となり、経験したことのない鶏の殺処分では、炭酸ガスの不足による死にきれない鶏を人の手で殺傷する場面もあり、また運搬作業や焼却場では流れ出る血と卵と悪臭に吐き気を催す等々、心身共に過酷な業務となったのです。

「従事者は、安全衛生の確保と病原体・汚染物の外部への持ち出しを防止するため、タイベック防護服を 2 重に着用し、ゴム手袋・ゴム長靴を装着して防護服との隙間をガムテープで目張りします。顔面は防護用 N95 マスクを着けてゴーグルを密着させます。曇り止めを塗っていても呼気の曇りでたちまち視

界は奪われます。用を足すには、その都度手袋の着脱と目張りのやり直しをしなければなりません。水分や食料の補給の際も同様の手順が必要で、極めて困難な作業でした」との報告を受けています。

これを聞いて私は、「鳥インフルエンザ対応でさえこれほどの防護をするのか」という驚きとともに、2016年7月に伊方原発で行われた訓練で、作業員の方2人が熱中症で倒れたことを思い出しました。そして、防護服を着た真夏の訓練がいかに過酷であったか、初めて思い至ったのです。5日後の再訓練は「無事」に終わったとのことですが、本番での待ったなしの、不眠不休の、放射線を浴びながらのいつ収束するとも知れない作業が、「無事」に終わることはあり得ないでしょう。なお、鳥インフルエンザの防疫業務は、多くのけが人を出しながらも、2月9日に防疫対策本部が解散し、全ての現場作業を終えることが出来ました。

南海トラフや中央構造線での巨大地震の対応は、鳥インフルエンザを遙かに上回る大混乱の中での作業となること、原子力災害対策業務は更に困難で危険な作業となることを、多くの県職員が肌身で悟ることとなりました。原発事故では、放射線という目に見えない相手との、命を懸けた闘いとなり、国や県は、憲法や労安法に違反する職務命令を出さざるを得なくなります。このような危険な状態を回避するためには、原発をなくすしかありません。

県職員は、ふるさと愛媛の空と海と大地を守り、住民の生活と生命を守ることが最も大切な仕事です。その立場からも、原発の存在を認めることは出来ません。裁判官の皆様におかれましては、是非とも正しい判断をされますよう、よろしくお願いいたします。